明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四）　一

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四〇九）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
独立行政法人国立大学財務・経営センター平成二十五事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録関係　三四
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　四〇

省　令

○厚生労働省令第百二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十三号を第四百四十五号とし、第百六十八号から第四百四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第百六十七号を第百六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十九　2・3―ジエチルピラジン

別表第一中第百六十六号を第百六十七号とし、第十三号から第百六十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　アスパラギナーゼ

附　則

この省令は、公布の日から施行する。